

利 用 上 の 注 意

1 毎年6月1日現在で実施される「工業統計調査」の結果を、県の協力を得て市が集計したものとなる。

2 用語の内容及び算式

(1) 原材料使用額等

原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計で、消費税を含んだ額

(2) 製造品出荷額等

製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず、廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で、消費税等内国消費税を含んだ額

※ 内国消費税とは、消費税、酒税、たばこ税、地方揮発油税（地方道路税含む）をいう。ただし、消費税は調査項目に含まれないため、推計により算出している。

(3) その他

粗付加価値額（従業者4人以上）、付加価値額（従業者30人以上）及び有形固定資産投資総額（従業者30人以上）は、下記の計算式により算出している。

粗付加価値額＝製造品出荷額等－原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）

付 加 価 値 額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－

原材料使用額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－減価償却額

有形固定資産投資総額＝取得額＋（建設仮勘定の年間増－建設仮勘定の年間減）

3 符号の使い方

「－」…………… 皆無又は該当数字なし

「X」…………… 個々の申告者の秘密保護のため、秘匿した箇所

（該当する事業所が2以下のときや3以上の場合でも前後の関係から、その数値が判明する場合）

「r」…………… 訂正数字

4 産業中分類

産業中分類の名称

産業中分類の名称は、日本標準産業分類を使用して作成したもので、次の《表1》を参考にすること。

なお、重化学工業と軽工業との区分は、表中で中分類番号を○で囲んだものを重化学工業とし、その他を軽工業とした。

《表1》 産業中分類名称表

番号	項目名	番号	項目名
09	食料品製造業	21	窯業・土石製品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	(22)	鉄鋼業
11	繊維工業	(23)	非鉄金属製造業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	(24)	金属製品製造業
13	家具・装備品製造業	(25)	はん用機械器具製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	(26)	生産用機械器具製造業
15	印刷・同関連業	(27)	業務用機械器具製造業
(16)	化学工業	(28)	電子部品・デバイス・電子回路製造業
(17)	石油製品・石炭製品製造業	(29)	電気機械器具製造業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	(30)	情報通信機械器具製造業
19	ゴム製品製造業	(31)	輸送用機械器具製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	32	その他の製造業

5 その他

- (1) 金額については、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 構成比については、端数を四捨五入しているため、内訳の計が100%にならない場合がある。
- (3) 統計表中の「秘匿欄」の数値は、「X」の数字を合計したものである。
- (4) 本書の数値は、経済産業省及び静岡県から公表されるものと相違する場合がある。